

成績評価等に関する規程(抜粋)

成績評価

(総合評価の評定基準)

- 第1条 各授業科目の総合評価は、シラバスに記載された基準に従い、定期試験の成績と学習状況並びに出欠状況、さらに課題学習等を勘案し、A～Dの4段階にて評定する。評定A, B, Cは合格で、Dは不合格である。
- 2 前項の4段階の評定基準は、次のとおりとする。
 - A：科目に対する理解及び日常の学習状況等が著しく優秀な者（80点以上）
 - B：科目に対する理解及び日常の学習状況等が良好な者（70点以上79点以下）
 - C：科目に対する理解及び日常の学習状況等がやや劣る者（60点以上69点以下）
 - D：科目に対する理解及び日常の学習状況等が著しく劣る者（59点以下）
 - 3 各授業科目の総合評価に当たっては、当該授業科目担当教員等の意見を勘案し、合否を判定する。

(成績評価に係る指標の算定方法)

- 第2条 学科ごとに成績分布状況を把握するため、半期終了時点で履修した全ての科目についてシラバスに記載されている評価基準に基づき点数化（100点満点）し、合計した上でその平均点を算出する。

(臨地実習)

- 第3条 臨地実習は定められた実習計画・実習要綱等に従って履修する。

(臨地実習の評価)

- 第4条 実習の評価は、実習施設の実習指導者の協力を得て担当教員の採点により、各実習終了後に実習内容及び実習時間数から行う。
- 2 相当な事由により臨地実習を欠席した者で、当該施設又は学校が定める実習施設において補充実習を行い、実習時間を完了した場合に限り評価の対象とする。
 - 3 前項の評価はA（80点以上）、B（70～79点）、C（60～69点）及びD（59点以下）とし、C以上（60点以上）を合格、D（59点以下）を不合格とする。